

令和2年3月3日開催

第12回

遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

令和元年度 第12回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 令和2年3月3日(火)  
 2. 開催時刻 開 刻 13時30分  
 閉 刻 14時01分  
 3. 開催場所 遠軽町議会議場  
 4. 出席委員 16人

会 長	18番	新国 純一
会長職務代理者	17番	石丸 博雄
委 員	1番	菅井 誠
委 員	2番	菅井 美德
委 員	3番	原田喜一郎
委 員	4番	西原 弘子
委 員	5番	石山 幸一
委 員	6番	大河原正一
委 員	7番	梶田 政實
委 員	9番	小野 人司
委 員	10番	須藤 智弘
委 員	11番	中村 肇
委 員	12番	笹原 仁
委 員	13番	岡田 一司
委 員	15番	上野 邦彦
委 員	16番	鈴木 和弘

5. 欠席委員 2人

委 員	8番	早川 剛司
委 員	14番	林 秀和

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委 員	4番	西原 弘子
委 員	10番	須藤 智弘

第2 会議書記の指名

農業委員会事務局 農地係長 小川 哲也

第3 議案第1号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条(所有権移転)の規定による許可申請について

議案第4号 農業振興地域整備計画変更(農用地区域除外)について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

7. 出席農業委員会事務局職員

事 務 局 長	広瀬 淳次
主 幹	吉岡 秀利
農地・農業振興担当係長	小川 哲也
農地・農業振興担当係長	梶田 淳一

8. 会議の概要

議 長 ただ今から、本日招集された令和元年度第12回(R2.3.3)遠軽町

農業委員会総会を開催いたします。

本日の委員出席人数は、委員総数18名中、出席委員16名であります。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」に規定する出席人数は、過半数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名については「遠軽町農業委員会総会会議規則第13条第2項」の規定により、議長において指名することとなっておりますので、4番 西原委員、10番 須藤委員の両名を指名します。

次に、総会議案の審議に先立ちまして、事務局長から諸般の報告をさせます。

(事務局長 諸般の報告)

◆ 諸般の報告

1. R 2. 2. 6 (木) 13:30～  
第11回農業委員会総会

2. R 2. 2. 14 (金) 13:00～  
ブロック別農地業務担当職員研修会【北見市】小川係長出席

◆ 今後の予定

1. R 2. 3. 5 (木)～13 (金) 10:00～  
遠軽町議会(定例会)  
広瀬事務局長出席予定

2. R 2. 3. 17 (火) 13:30～  
遠軽支所農業改良推進協議会【かぜる安国】  
広瀬事務局長出席予定～中止

3. R 2. 3. 19 (木) 13:00～  
北海道農業会議第88回通常総会【札幌市】

4. R 2. 4. 6 (月) 13:30～  
令和2年度 第1回農業委員会総会

議 長 　ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。  
　　　(質疑なしの声)

議 長 　質疑がないようでありますから、本日の総会議案の審議に入ります。  
　　なお、本日審議される案件の中に、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件があります。  
　　議事進行の都合上、休憩をとる場面がありますので、あらかじめご了承をお願いします。

それでは、議案第1号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。  
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第1号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

1 通知者の住所氏名

賃貸人－紋別郡遠軽町 ● ● ●  
● ● ● ●

賃借人－紋別郡遠軽町 ● ● ●  
● ● ● ●

2 通知の土地

所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ● 外 8 筆」・地目「公簿一畑、  
原野、宅地・現況は全て畑」・面積 (㎡) 「9 筆合計 63, 33  
5. 97」

3 通知の理由

平成24年2月13日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃  
貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、  
双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が  
合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当  
しません。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第1号についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議  
題とします。

事務局から、議案を説明させます。  
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

整理番号14につきましては、所有権移転でございます。  
整理番号14・所在「●●●」・地番「●●外2筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積(㎡)「3筆合計 92,271」・譲渡人「●●●●」・労働力(人)「0」・経営面積(㎡)「畑 0」・申請理由「高齢のため譲渡する」・譲受人「●● ●●」・労働力(人)「1」・経営面積(㎡)「畑 600,159.14」・申請理由「経営規模拡大のため」  
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第2号「整理番号14」についての質疑を行います。 「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。  
暫時休憩いたします。(13:38～13:38)

議長 再開します。  
これより、議案第2号「整理番号14」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第2号「整理番号14」についての審議が終了しましたので、「●番 ●●委員」を入室させます。  
暫時休憩いたします。(13:39～13:39)

議長 再開します。  
●●委員に申し上げます。  
議案第2号「整理番号14」については、原案のとおり決定されました

ので、その旨報告します。

次に、議案第3号「農地法第5条（所有権移転）の規定による許可申請について」2件を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。

（事務局 議案朗読説明）

事務局 議案第3号「農地法第5条（所有権移転）の規定による許可申請について」を説明いたします。

議案書をご覧ください。

その1

1 申請人の住所氏名

譲渡人－紋別郡遠軽町 ● ● ● ●

● ● ● ●

譲受人－北見市 ● ● ● ●

● ● ● ●

2 申請の土地

所在「遠軽町 ● ● ● ●」・地番「● ●」・地目「公簿及び現況は畑」・面積（㎡）「1, 9 8 3」

3 申請の理由

譲渡人 ー 譲受人の要望により譲渡したい。

譲受人 ー 電装工場及び事務所用地として譲り受けたい。

4 施設の概要

名称「電装工場・事務所」・棟数「1」・面積（㎡）「4 5 7 . 6 2」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 この件につきましては、工場及び事務所建設を目的とした転用申請でございます。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

その2

1 申請人の住所氏名

譲渡人－紋別郡遠軽町 ● ● ● ●

農業 ● ● ● ●

譲受人－紋別郡遠軽町 ● ● ● ●

農業 ● ● ● ●

2 申請の土地

所在「遠軽町 ● ● ● ●」・地番「● ●」・地目「公簿及び現況は畑」・面積（㎡）「1, 2 1 5」

3 申請の理由

- 譲渡人 ー 譲受人の要望により譲渡したい。  
譲受人 ー 自己住宅建築用地として譲り受けたい。

#### 4 施設の概要

名称「居宅」・棟数「1」・面積（㎡）「168.93」  
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 この件につきましては、農家住宅建設を目的とした転用申請でございます。  
農地区分は、第1種農地と判断されます。  
許可基準は、農地法施行規則第38条及び同規則第39条と判断されます。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第3号「その1」について質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
（質疑なしの声）

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「その2」について質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
（質疑なしの声）

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「農業振興地域整備計画変更（農用地区域除外）について」4件を議題とします。  
事務局から、議案を説明させます。  
（事務局 議案朗読説明）

事務局 議案第4号「農業振興地域整備計画変更（農用地区域除外）について」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

その 1

- 1 農用地区域除外の土地  
所在「遠軽町●●●」・地番「●●内」・現況地目「山林」・面積（㎡）「3, 022」
- 2 農用地区域除外後の土地利用計画  
太陽光発電所設置のため。
- 3 農用地区域除外後の土地利用計画面積  
3, 022㎡
- 4 農用地区域除外の理由  
太陽光発電所設置のため  
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 この件につきましては、申請者が太陽光発電所を建設するための農用地区域除外申請があった件でございます。

その 2

- 1 農用地区域除外の土地  
所在「遠軽町●●●」・地番「●●外3筆」・現況地目「雑種地」・面積（㎡）「4筆合計 64, 753」
- 2 農用地区域除外後の土地利用計画  
植林のため。
- 3 農用地区域除外後の土地利用計画面積  
64, 753㎡
- 4 農用地区域除外の理由  
植林のため  
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 この件につきましては、申請者が植林するための農用地区域除外申請があった件でございます。

その 3

- 1 農用地区域除外の土地  
所在「遠軽町●●●」・地番「●●外4筆」・現況地目「雑種地」・面積（㎡）「5筆合計 61, 457.24」
- 2 農用地区域除外後の土地利用計画  
植林のため。
- 3 農用地区域除外後の土地利用計画面積  
61, 457.24㎡



- 4 農用地区域除外の理由  
植林のため  
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 この件につきましては、申請者が植林するための農用地区域除外申請があった件でございます。

その4

- 1 農用地区域除外の土地  
所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・現況地目「畑」・面積  
(㎡)「1, 215」
- 2 農用地区域除外後の土地利用計画  
後継者用の住宅を新築する。
- 3 農用地区域除外後の土地利用計画面積  
1, 215㎡
- 4 農用地区域除外の理由  
農家住宅新築のため  
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 この件につきましては、申請者が後継者用農家住宅を建設するための農用地区域除外申請があった件でございます。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第4号「その1」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「その2」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「その3」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「その4」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」5件を議題とします。  
事務局から、議案を説明させます。  
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

整理番号66から70につきましては、賃貸借でございます。  
整理番号66、所在「●●●」・地番「●●外2筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積(㎡)「3筆合計 35,514」・貸主「●●●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R2.4.1」・終期「R5.3.31」・期間「3年」・金額(円)「10a3,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」  
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、新たに賃貸借を設定するものでございます。

整理番号67、所在「●●●」・地番「●●外6筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「7筆合計 46,354」・貸主「●●●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R2.4.1」・終期「R5.3.31」・期間「3年」・金額（円）「10a3,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、新たに賃貸借を設定するものでございます。

整理番号68、所在「●●●●、●●●●」・地番「●●外10筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「11筆合計 121,675」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R2.4.1」・終期「R5.3.31」・期間「3年」・金額（円）「10a2,100」・支払方法「毎年12月5日までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、賃貸借を設定していましたが、期間満了のため新たに賃貸借を設定するものでございます。

整理番号69、所在「●●●●」・地番「●●外8筆」・地目「公簿一畑、原野、宅地・現況は全て畑」・面積（㎡）「9筆合計 63,335.97」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R2.3.10」・終期「R12.3.9」・期間「10年」・金額（円）「10a2,500」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、新たに賃貸借を設定するものでございます。

整理番号70、所在「●●●●」・地番「●●外4筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「5筆合計 44,298」・貸主「●●●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R2.3.10」・終期「R12.3.9」・期間「10年」・金額（円）「10a2,500」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、新たに賃貸借を設定するものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第5号「整理番号66」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第5号「整理番号67」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第5号「整理番号68」についての質疑を行います。 「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。  
暫時休憩いたします。(13:59~13:59)

議 長 再開します。  
これより、議案第5号「整理番号68」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第5号「整理番号68」についての審議が終了しましたので、「●  
番 ●●委員」を入室させます。  
暫時休憩いたします。(14:00～14:00)

議 長 再開します。  
●●委員に申し上げます。  
議案第5号「整理番号68」については、原案のとおり決定されました  
ので、その旨報告します。

次に、議案第5号「整理番号69」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第5号「整理番号70」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。  
これをもちまして、令和元年度第12回農業委員会総会を閉会します。